

令和2年6月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月5日(金) 午後1時30分から午後2時20分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 池田政孝	2番 (欠番)
3番 中村津多子	4番 江里口泰信
5番 大家州斉	6番 山口英彦
7番 中尾隆尚	8番 南里公敏
9番 古賀巧	10番 立石力久
11番 高木一敏	12番 皆良田秀喜
13番 川浪傳一	14番 貝原敏正
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
 - 第6号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示について
 - 第7号議案 小城市農業委員会農地現状変更指導要領の一部を改正する告示について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 斉 庶務係長 森川 幸代

7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、御案内しておりました時間となりましたので、今から始めたいと思います。</p> <p>委員の皆様お疲れです。それでは、ただいまから令和2年6月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、事務局からお願いなんですけど、今農業委員の任期が今年7月19日までというふうになっております。次回の7月定例農業委員会まで農業委員としての職務を果たしていただくことになるんですが、その際に、定例農業委員会の際に、当初、農業委員に就任された際に帽子と腕章をお渡ししていたと思います。緑色の分ですね。帽子はちょっとお使いになっている……（発言する者あり）緑の帽子と腕章ですね。もし腕章をお使いじゃないとか、まだきれいになっているということであれば、次回の定例農業委員会の際に御持参していただければと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>腕章を御持参くださいというのは、次回の定例農業委員会の案内の中でもその旨の文章を入れてお願いをいたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは初めに、貝原会長より挨拶をお願いいいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局のほうからありましたように、任期は7月19日までございます。もう一回の定例委員会が最後となりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>コロナウイルス感染症ということで、私たちの研修旅行もやっておりません。また、先ほどもありましたが、食事会もしておりませんでした。ちょっと調子の出んのうというような意見もあります。しかし、一応落ち着いたというようなことではありますが、まだまだ大変でございますので、さなぼりを兼ねた時分になってから、皆さん一緒に最後の食事会でもというようなことで川浪副会長と話したところでございます。</p>
事務局	<p>今日は大変お忙しいところでございますので、ひとつ最後までよろしくお願いいいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、全ての農業委員が出席をされております。ですので、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるということになっておりますので、以降の議事進行は貝原会長にお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年6月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>議事録署名委員の指名についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>本日の会議の議事録署名委員につきましては、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。</p> <p>10番立石委員、11番高木委員にお願いいたします。</p> <p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>申請番号1番につきまして、事務局の議案の説明を願います。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p>

資料は1ページからとなっております。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件につきましては、場所は三日月町長神田の三日月グラウンド付近にある田んぼと畑で、申請理由は、先ほども言いましたように規模拡大ということになっております。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2番につきまして事務局の議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は12ページからとなっております。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件は、場所は小城町池上門前地区にある田んぼ及び牛津町勝江津ケ里地区にある田と畑となっております。それぞれ晴気川東にある農地となります。申請理由は譲受人の規模拡大ということになっております。

以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。

申請番号1番について、事務局の議案の説明をお願いします。

議案書2ページの第2号議案を御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は24ページからとなっております。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、小城スマートインターチェンジから西へ300メートルほどの小城町松尾原田地区にある農地で、転用目的は営農型太陽光発電設備(一時転用)でございます。

この申請は、県から平成29年1月26日付で一時転用の許可を受けられた案件であり、3年の期間満了後に再許可を求められているものでございます。

被害防除対策ですが、農地の半分に太陽光発電設備を設置してあります。その下でシイタケを栽培されております。農地は舗装をされておらず、自然排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分については小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地で、仮設工作物の設置その他の一時的な利

議 長

事務局

議 長

事務局

用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断をしております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、4番江里口委員に調査結果報告をお願いします。

4 番

調査事項について、今、土地、申請者氏名については事務局から報告があったとおりでございます。

調査事項といたしまして、イの申請目的及び位置の検討については、申請地が転用目的を達成するため、申請地の状況及び周辺の状況から見て適当であるということでございます。

それから、計画面積の検討についてということでございますけれども、計画面積は既に前回の許可年数3年を経過して再度の申請であり、水田を利用して付加価値を求めるにふさわしいということでございます。

それから、ハ、実現確実性の判定については、隣接農地及び地元の同意、申請地の状況及び周辺の状況から見て、申請目的どおり達成できるということが認められます。

ニの被害防除施設・用排水の検討については、雨水は農業用水路に流し込むことができるということで確認をいたしました。

その他特記事項については、別段ございません。

令和2年5月25日、江里口泰信。

以上です。

議 長

ただいまの説明、それから報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別にないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち利用権設定についてを議題といたします。

申請番号1番から44番まで一括して事務局の議案の説明を願います。

事務局

それでは、議案書は3ページから8ページを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が31件、利用権の再設定が12件、賃借権の移転が1件、合計の44件、総面積は17万7,336平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明・報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別にないようですので、採決いたします。申請番号1番から申請番号44番まで

事務局	<p>原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、同じく第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題いたします。</p> <p>申請番号1番について、事務局の議案の説明を願います。</p> <p>議案書は9ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画のうち所有権移転について、本日の審議件数は6件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号2番につきまして議案の説明を願います。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号2番につきましては、あっせん委員の11番高木委員に結果報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>土地の所在、面積、譲渡人等は先ほど事務局からの説明のとおりでございます。それでは、報告いたします。</p> <p>令和元年11月5日の11月農業委員会であっせん委員に指名されました。</p> <p>11月6日、所有者に会いに行ったが、留守であったので、同地区の方に聞いたら入院中だと知りました。農業委員会に連絡をいたしまして住所を聞いております。</p> <p>11月12日、山崎推進委員さんと現地の土地を見に行き、(譲渡人)が入院中なので、息子さんと連絡を取って会うことにしました。</p> <p>11月16日、我が家に(譲渡人)と山崎推進委員さんに来てもらって、あっせんの件を(氏名)にしか相談しにくいことを伝えております。</p> <p>11月22日、山崎推進委員さんとあっせんに出ている土地の隣の土地の地主の(氏名)宅へ出向いて、あっせんの件で買ってもらえるかどうか相談すると、買ってよいとの返事をもらいました。</p> <p>12月7日、(譲渡人)の息子さんが我が家に来られ、これまでの事情を聞かれ、10アール当たり(価格)でよろしくお願ひしたいとのことでありました。今</p>

後は農業委員会から連絡があることを伝えております。

12月8日、山崎推進委員さんと（隣の土地の地主）宅へ出向き、10アール当たり（価格）でよいとのことを伝えると、それでお願いしたいということでありました。

あとは農業委員会から連絡があるということを伝えております。

以上でございます。よろしく御審議ください。

議 長

ただいまの説明、それから報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

（質疑なし）

別にないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手）

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号3番について事務局より議案の説明を願います。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）

以上でございます。

議 長

申請番号3番につきましては、あっせん委員の1番池田委員に結果報告を願います。

1 番

土地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人等は、先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。

経過等を御報告申し上げます。

令和2年1月7日、農業委員会にてあっせん委員に拝命される。同日、申出人及び現小作者より意向聴取。同日、現地を確認。

1月18日、（氏名）に連絡。10アール単価（価格）で買い受ける。

翌19日、申出人へ連絡。（氏名）への単価（価格）で手を打つ。

確認事項として、成立価格の10アール単価（価格）。買手は認定農業者。購入資金は自己資金でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、何か質問等があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手）

全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号4番について議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

（土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）

以上でございます。

議 長

申請番号4番につきましては、あっせん委員の1番池田委員に結果報告を願います。

1 番

経過報告を申し上げます。

所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人等は、先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。

経過報告を申し上げます。

令和元年10月7日、農業委員会であっせん委員を拝命、現地を確認。

翌8日、申出人と面談。

11日、所在地の生産組合員（氏名）と面談、（氏名）の意向として、2分割して2名でこれを買いたい、売渡し額の減額を希望される。

同12日、地区生産組合長にあっせん申出があることを伝える。

同14日、同組合長より3名の買受け希望がある旨の連絡。

同21日、希望者のうちから、もち米の作業終了まで説明会等を猶予されたい旨、連絡があり、了承。

11月8日、希望者のうちから、11月11日に説明会の開催を希望する旨の連絡があり、了承。

同11日、説明会を開催。そこまでのうちに希望者がありましたが、うち1人は希望を取り下げる。

14日、希望者2名は、現在あるあぜで南北に分割し、希望者の（氏名A）北側、（氏名B）南側を買受けしたいとのことでした。

同18日、申出人と面談。分割の旨、了承。登記を確認する。

同19日、登記確認の連絡、登記は1筆。

同25日、希望者と面談。（氏名A）、希望取下げ。（氏名B）、南側を買受けける。

同日、申出人より進捗条件について照会を受けました。

同日、買受け希望の取下げされた希望者と面談して意向を確認しましたが、再度の買受け希望はしないと。

同日、事務局へ1筆を分割して、あっせん手続をすることの可否について照会したところ、問題ないということでした。

同日、申出人へ経過及び登記手続について連絡いたしました。

12月3日、事務局より分筆登記手続後、協議事項証明書及び字図の提出が必要である、その後、あっせん報告を提出するよう指示を受けました。

2年1月10日、申出人へ分筆登記の進捗状況の照会をいたしました。

2年2月7日、再度、申出人へ分筆登記手続の進捗状況を照会いたしました。

2月26日になって現地の測量が実施されました。

4月6日に事務局に登記事項証明書及び字図の提出について照会したところ、提出されてございました。契約に至りました。

確認事項としまして、成立価格、10アール単価（価格）、買手は認定農業者であります。買手の購入資金は借入でございます。

以上よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明、それから委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手）

全員賛成ということでございますので、申請番号4番につきましては原案のとおり

事務局	<p>り承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、申請番号5番につきまして事務局より議案の説明を願います。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号5番につきましては、あっせん委員の9番古賀委員に結果報告をお願いいたします。</p>
9 番	<p>あっせん経過報告をいたします。</p> <p>土地の所在、面積は、事務局のおっしゃられたとおりです。</p> <p>あっせん経過報告。</p> <p>令和2年3月、農業委員会においてあっせん委員に選任される。</p> <p>3月8日、(譲渡人)に会い、売買の地番、面積、希望価格等を確認しました。</p> <p>3月9日、この地域の認定農業者に会い、あっせん申請が出ているということを説明し、購入の意思があるかどうか考えてもらうことで返事を待ちました。</p> <p>3月12日、(認定農業者)より買い受けたいとの回答を得ました。</p> <p>3月15日、(認定農業者)に私と水田推進委員と2人で会い、購入の意思があることを確認し、反当たり(価格)で買い受けるとの了解を得ました。</p> <p>3月16日、(認定農業者)より反当たり(価格)で買受けしたいとの回答を受け、(譲渡人)にあっせんが成立したことを伝えました。</p> <p>今後の日程の調整は事務局に連絡させる旨を伝えました。</p> <p>確認事項、成立価格、10アール単価(価格)、買手は認定農業者、買手は借入で資金を調達したそうです。</p>
議 長	<p>以上。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別にないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号5番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号6番について事務局の説明を願います。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号6番につきましては、あっせん委員の8番南里委員に結果報告を願います。</p>
8 番	<p>土地の所在地、面積、譲渡人は、ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。</p> <p>そしたら、あっせん経過報告を今から言います。</p> <p>令和元年11月5日の農業委員会であっせん委員に指名されます。そして、その日のうちに所有者と会い、条件などを確認しました。</p> <p>そして、11月6日、次の日ですけど、今、小作している(氏名①)と会い、購入の意思があるかどうかを聞きに行きました。そしたら、購入する意思がないとい</p>

議長	<p>うことが分かりましたので、推進委員の森永氏と、これはどがんやろうかないと言うて話したら、11月18日に(氏名②)が、自宅の近くだから自分が反当たり(価格)だったら買うということが決まり、そしてあっせんが成立いたしました。そして、(氏名②)は反当たり(価格)、それと認定農業者でありますし、資金は自己資金ということです。</p> <p>これで経過報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明・報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別にないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号6番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題といたします。</p> <p>売渡希望の申請番号1番について、事務局の説明を願います。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は売渡希望が1件でございます。</p> <p>資料は30ページから35ページまでを御覧ください。</p> <p>売渡希望の申請番号1について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議長 10番	<p>ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>あっせんの担当ということで、ちょっと確認をしたいと思っておりますけれども、(売渡希望価格)というのは土地だけの価格でしょうか。</p>
事務局	<p>今御質問の(売渡希望価格)は、資料の30ページにありますとおり、土地だけの分で(総額(価格①))を本人さんが御希望されているということで、その右手のその他参考になる事項ということで、売渡しを希望されている田が、アスパラのハウスが建っております。現地も私と森川のほうで確認をしております。その際、ハウスも現在の状況で売渡しをしたいということで、その右側に書いてある様々な備品類とか機械類ですね、この辺を(価格②)で御希望していらっしゃいます。</p>
10番 事務局	<p>ですから、あっせんが成立した場合は総額で(価格①+②)ということになるんですが、あくまでも農業委員会で契約に関することは(総額(価格①))でお話をさせていただくということになります。</p> <p>そこでよかですね。</p> <p>はい。それと、面積が8,325平米のうち4,574平米というふうに説明をさせていただいたんですが、これは買手が決まった後に正式に分筆をするということでお話をされています。というのが、仮に事前に分筆をして買受者が見つからない場合はその費用が無駄になる可能性もあるので、契約の相手が確認できた後に分筆登記をされるというふうに申出人の方はおっしゃっております。</p>
10番	<p>以上です。</p> <p>そここのところですけれども、これは1枚の圃場でハウスを建てておられて、自分であれを建てていらっしゃるんですね。それがちょっと、ぴしゃっと面積が分かったら、これに(10アール当たり単価)を掛けてよかとですかね。どがんですか。</p>

事務局

あくまで総額の（総額（価格①））で相談をしたいということですので。分筆登記も、調査士さんにきちんとお願いをして分筆するというふうにおっしゃっていますので、面積の誤差はほとんど出ないんじゃないかなというふうには思っているところですので。

10番
議長

分かりました。

よかですか。ほかにありませんか。

（質疑なし）

ないようですので、採決いたします。

売渡希望の申請番号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手）

全員賛成ということでございますので、売渡希望の申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決しました。

次に、第5号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局より議案の説明を願います。

事務局

議案書は11ページを御覧ください。

第5号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

資料については36ページからとなっております。

これは農業委員会等に関する法律が改正をされ、平成28年4月1日から施行されております。ですが、そのときに、法律の改正に伴いまして条項のずれが生じたため、小城市農業委員会会議規則の一部を改正するものでございます。本来ならば、平成28年4月1日より前に改正をしておくべきものなのですが、改正がなされておりましたので、今回、議題として提案をさせていただいております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。

（質疑なし）

別がないようですので、採決いたします。第5号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手）

全員賛成ということでございますので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第6号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示についてを議題といたします。

事務局より議案の説明を願います。

事務局

議案書は12ページを御覧ください。

第6号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示について説明いたします。

資料については39ページからとなります。

これも先ほどの第5号議案と同じように、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されております。改正に伴いまして条項のずれが生じたため、小城市農業委員会規程の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

議 長

ただいまの事務局の説明に対しまして、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。

第6号議案 小城市農業委員会規程の一部を改正する告示につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第7号議案 小城市農業委員会農地現状変更指導要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

議案書は13ページを御覧ください。

第7号議案 小城市農業委員会農地現状変更指導要綱の一部を改正する告示について説明いたします。

資料については43ページからとなっております。

これは農地法施行規則が改正され、これも平成28年4月1日から施行されております。改正に伴いまして条項のずれが生じたため、小城市農業委員会農地現状変更指導要綱の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。

第7号議案 小城市農業委員会農地現状変更指導要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(質疑なし)

全員賛成ということでございますので、第7号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の第1号議案から第7号議案までの審議は一応終わりました。

ほかに何か皆さん方からありませんか。

8 番

土地改良区の役員の方から、芦刈で田んぼを売る人が多くなって、土地改良区で今まで未納金のある人が田んぼを売って、それは農委員と話し合っただけではできんやろうかということをお聞かせされたものですから。芦刈は田んぼが売れて、次の集金に行ったら田んぼがなかったという人が出ているということで、ちょっとそのあたりを農業委員会で聞いてくれと。またこれから売買するときには、未納の方も農地を売るときには、それまでひっくり返して農業委員会で話し合ってもらえんやろうかと、そういう意見が出たものですからちょっと聞いたわけです。

議 長

ほかにそういう意見のあったですか。

事務局

農協の芦刈支所の方から、実際、誰が今所有者になっているかの情報を開示してくれということで御連絡が来ています。ですが、まだその開示してくれも、書面で何も頂いていないので、そういう状況では出せませんということをお伝えしています。

カントリーの固定経費の関係で、年に1回調査をされる際に市役所に情報を求めてもいいですよということで、印鑑を押してありますよということでしたので、開示の申請書と、そのコピーを全て提出をしてください、その場合、現在の農地の所有者に関しては開示をしますよということで回答をさせていただいています。

先ほど未納者の未納の分をどうにかできないかということなんですが、実際この農業委員会の中での売買については、あくまでも土地の売買のことだけになってしまいますので、未納の額に関しましては、事前にこちらでちょっと把握することができないということもあるので、売買で未納の分があればその分もというのは、なかなか農業委員会の会議の中で判断することはできないのかなというふうに考えております。

8 番

そいぎ、田んなかを売っても、その未納の方は、農業委員ともう、全然違うということですね、土地改良区の金を集金に行っても、俺は売っとうけんが、ちょっと田んなかはなかと言って、払わんという方があるということですね。

事務局

あくまでも、その債権自体はもともとお持ちである田んぼの所有者に請求されていますので、その方が仮に田んぼを手放したからといって、その分、請求された分が購入された方に移動することはないと思います。ですから、あくまでも請求された前の持主さんが当然払うべきものだと思っておりますので、そこは土地改良区の役員さんとかがきちんとお話をしていくか。

あと、農業委員会が終わった後には、芦刈の土地改良区の方に議案書の提供をしております。ですから、その中で、極端な話、誰の田んぼが動きましたとかいうのは土地改良区のほうで把握ができるはずだと思いますので、そこは議案書を確認していただいた際に、所有者の方に土地改良区のほうからお話をさせていただくしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

8 番
議長

分かりました。

ほかにないでしょうか。

(なし)

別がないようですので、次回の日程等についての連絡を事務局よりお願いいたします。

事務局

今月の農地転用の現地調査日の件なんですが、6月25日木曜日の午後1時30分から西館2階の2-6会議室で行います。

7月の定例農業委員会の日時、場所についてなんですが、7月6日月曜日の午後1時半から、ここ2階の大会議室で行うこととしております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかに何か皆さん方からありましたらお願いいたします。

(なし)

別がないようですので、以上をもちまして6月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員